

○長井市振興審議会条例

昭和 40 年 7 月 6 日

長井市条例第 19 号

(目的)

第 1 条 [この条例](#)は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、長井市振興審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第 2 条 市長の諮問に応じ市振興計画の策定、変更、その他その実施に関し、必要な調査及び審議を行なわせるため、長井市振興審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 18 人以内で組織する。

2 委員は、[次の各号](#)に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市の行政委員会の委員
- (2) 公共的団体等の役員及び職員
- (3) 知識経験を有する者

(平 15 条例 28・一部改正)

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(委員)

第 5 条 委員の任期は、市議会の議員、教育委員会の委員、農業委員会の委員、公共的団体等の役員から任命された者にあつては、当該職の任期間とし、知識経験を有する者から任命された委員は 3 年とする。

2 委員の欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任されることを妨げない。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、企画調整課において処理する。

(昭 46 条例 20・平 7 条例 2・平 11 条例 3・一部改正)

(雑則)

第 8 条 [この条例](#)に定めるもののほか、審議会に関する必要な事項は市長が定める。

附 則

- 1 [この条例](#)は、公布の日から施行する。
- 2 長井市建設促進審議会条例(昭和 40 年長井市条例第 10 号)は、廃止する。

附 則(昭和 46 年 6 月 22 日条例第 20 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 7 年 3 月 28 日条例第 2 号)

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年 3 月 25 日条例第 3 号)

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 6 月 27 日条例第 28 号)

この条例は、公布の日から施行する。